

平成 27 年度第 3 回関東支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成28年3月4日(金) 東日本高速道路(株)関東支社会議室	
委員	堀田昌英(東京大学大学院教授)、加藤一誠(慶應義塾大学教授)、 山本康友(首都大学東京客員教授)、奥野滋(弁護士) 笠井修(中央大学法科大学院教授)、石原正貴(弁護士)	
審議対象期間	平成27年8月1日～平成27年11月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	1件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
調査等	1件	
業務委託	0件	
物品・役務	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
I. 前回委員会コメントに対する補足説明	
・意見等なし	
II. 入札・契約手続きの運用状況等の報告	
<p>「工事等契約状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格取消・保留の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「一次苦情・一次説明の処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	
III. 入札審査等の結果報告及び審議	
<p>「工事の入札手続きの事前審査及び入札審査の実施状況」</p> <p>①総合評価落札方式の逆転率が、議事Ⅱの率と違うのは何故か。</p>	<p>①本報告の対象は、平成27年8月から11月までの4ヶ月の率、議事Ⅱは今年度の累計である8ヶ月の率となっている。</p>
IV. 抽出事案の審議	
<p>(1) 条件付一般競争入札方式</p> <p>【東関東自動車道 下小野第一高架橋塗替塗装工事】</p>	
<p>①今年度の塗装工事の契約実績を見ると、規模の大きい工事を本件の技術評価点が高い者が落札し、規模が小さい本件では辞退していることから、大企業でないと大きい工事は受注できない構造となっているのか。</p> <p>②施工計画立案能力の技術評価の際、足場設置・撤去時に警備員を配置することで1点が加点されているが、これは必須ではないのか。</p> <p>③落札者は施工体制評価点が10点満点中、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性がそれぞれ2点の合計4点であるが、この数値に疑問が残り、これらの基準はどうなっているのか。</p>	<p>①技術評価を行う上では、企業の評価として、ISOの取得状況、過去の工事实績で加点評価、これに施工計画立案能力で、過去の経験をふまえた留意点や工夫評価される。加えて入札価格に応じ評価点が合算され落札者が決定されるので、大企業だけが、大きい工事を落札するであろうとはなっていないと考える。</p> <p>②工事現場の脇に側道があり、橋梁は高いところにあることから警備員は標準としていない。</p> <p>③弊社が採用している施工体制確認型は、ダンピング防止を目的としているものであり、調査基準価格を下回った時点で自動的に4点とし、更に技術評価点のうち提案部分についても4掛けとする仕組みとしている。</p>

<p>④この仕組みに合理性、理由はあるのか。</p>	<p>④低価格による入札が散見される工種を対象として導入しているものである。</p>
<p>(2) 指名競争入札方式 (拡大型) 【東北自動車道 岩槻IC通信線路工事】</p>	
<p>①入札前価格交渉を行い、契約制限価格はどのようにして決められているのか。</p> <p>②ということであるとすると、入札においては、提出された見積書の額から相当下がっているということか。</p> <p>③入札前価格交渉により採用した単価を、今後、標準単価に反映させるのか。</p> <p>④入札において価格が下がり、その過程で低入札価格調査も行っているとの説明であったが、品質を確保しながらも経営判断によって価格低減がなされたことが妥当な判断はできるものか。</p>	<p>①入札参加希望者に見積書の提出を求め、価格交渉を行い、内容を確認し価格が妥当であるということであれば、その中で安価な価格を契約制限価格としている。</p> <p>②競争性の観点から、最終的に経営判断等が働く等の理由により、この様な結果となる場合もあると考える。</p> <p>③標準的な積算要領に合わないものや、イレギュラーな事業、設備の場合には数量が増えると非常に安価となるということも働き、逆に一般的に考えている価格よりも安くなっている事例もあるようですので、状況を見ながら反映できるものを探しながらそこを目指していくことを考えているところであり、規模の小さいものであるとか状況に応じて、価格交渉の必要性もふまえ見極めながら検討していきたい。</p> <p>④もちろん、入札ですので誠意をもって臨んでいただいているかが前程であるが、勘違いにより低価格を入れてきたものではないか体制の確保はできるかなど確認することとしている。</p>
<p>(3) 随意契約方式 【東京外環自動車道 松戸・市川南地区眩光対策工事】</p>	
<p>①共同研究によるものとのことであるが、今後同種・同様の工事については、共同研究を行った社が圧倒的に有利であり社会的に見た場合、需要が増えればコストが下がると考えるが、フェアネスというのがどこで担保されるのか。</p>	<p>①本件は半地下の特殊な構造であり、今のところ弊社の事業では予定されておらず、この場所だけと考えている。</p>

②良い技術をもっておられるので、社会的に応用が利くようにならないものか。

③設備コストについて、材質により施工費と諸経費に大きな違いがあるのは如何。

④公募による提案の審査項目に販売体制があり、ここで主材を自社で製造しているほうが望ましいと評価されているが、主材等の改変等がされていないということであれば、自社で製造していないほうが、技術的工夫、可能性も含めて評価されるべきだと考え方もあるかなと思われるが。

②材質的なものでいくと膜製はドームの屋根材で使われているところであり、こういった要素で使ったというのが今回初めてということで、光の明暗の度合いがどれくらいかを確かめるため共同研究をしたものであり、ガラスについても遮音壁の透光板や建築材料で使われているもので、設置にあたって材料そのものを新たに研究開発したものではなく、例えば形状であるとか設置方向、角度について共同研究したものである。

③諸経費は、現場管理費、共通仮設費、一般管理費となるが、ガラス製の場合は、工場で作成したものを搬入して現場に設置するものであるが、膜製の場合は、膜を現場に搬入しぴんと張る作業が現場で発生し、施工費とは別の品質管理・安全管理の費用に差があらわれているもの。

④今回、現地で試験施工をして結果的には主材に改良を加える必要はなかったが、あえて狭い場所に設置することから、例えば、材料を分割した構造にする等のことを当初想定しており、自社開発ができる体制のある社を選定したものの。

(4) 調査等

【東京外かく環状道路 上石神井北地区家屋事前調査】

①技術審議結果を全社適としているが、調査能力をどの様に評価しているのか。

②低入札価格調査の際に、この価格で質の高い調査が得られるかどうかの判断をどの様にされているのか。

①まず、技術適正が適格か否かについては、過去10年間において道路事業の事業損失調査についての実績が有るか否かということのみについて求めその内容を確認しているが、これは業務の契約金額や規模の大小ではなく実績の積み重ねによるものである。

②配置技術者については、補償業務監理士、一級建築士を取得している者を配置すること、実際に現場の調査においてもバイトではなく社員が直接行うことを確認しておりそういう点では満足できると考えている。

(5) 物品・役務

【平成27年度パーソナルコンピューター式賃貸借】

①パソコンのCPUとメモリについて、それぞれ加点項目として加えているが、あえて加点とするのではなく条件として設定すればよいのではないか。

②21. 6%という非常に低い落札率となったこと理由をどの様にお考えか。

①社内ユーザーの中には大変大きなエクセルのデータを扱ったり、また、事務所やグループ会社においては大きな図面のソフトやデータをシェアしていることから、そういった者においては大きなメリットがあり、全体で見てこの様な設定・配点としている。

②このパソコンはとても価格変動が激しく3ヶ月毎にモデルチェンジがあるのは以前の話で、更に部品の組み上げで組み合わせが無限にある状況や導入する際の役務の関係等の複合的な要因を踏まえると、事前に設計を組むことが難しい状況であり、見積りで契約制限価格を作成しているものであるが、実際の入札にあたっては、各社の経営判断で札をいれてくるのでこの様なかたちであらわれていると考える。

Ⅲ. 審議結果の報告

①抽出事案1については、総合評価方式に施工体制確認型を併用しておりますが、この施工体制の10点の点数について、御社の場合は調査基準価格を下回った場合、減じる方法をとっております。

他の発注機関もこのような取組を始めているわけであるが、この点数をどうやって減じていくかのバランスやウエイトについては、常に議論になることかと思われますので、引き続き応札者の動向、施工体制に対する実際のリスクに対する評価もふまえながら、ご検討をお願いします。

②抽出事案1、2に関連して施工体制確認型と入札前価格交渉が組み合わさった場合、少し懸念があると思われる。

見積りを事前にとり、そこで契約制限価格と低入札調査基準価格が同時に決まることとなりますが、それぞれの応札者にとっては自分が真に入れようと思っている応札価格に対してある程

度価格を一定比率積み増して、自分の入れようとする応札価格がちょうど低入札基準価格になるような価格で事前の見積りを出すことが最低入札価格となる最適の方法になり、これは本来見積をとることの意義からすると少し主旨が違い、戦略的な動機を与えてしまうという意味で少し気をつける必要があると考える。

③抽出事案4を含む測量等では、非常に低価格での応札が起こっていて、ダンピングに対して厳しく対策を講じるか、あるいはある程度市場に任せるか、いろいろと対策は考えられるが、業種により応札率に乖離があり、それぞれ特質等があるので、一概に同じ制度で運用していくべきとは言えないが、今後も適切な制度的な見直しや評価をお願いしたい。

④抽出事案4に関連して、低価格での入札が常態化している様なものについて、品質についての懸念が意見として出されたが、質をどの様な形で評価するののかについて、御社のコメントをお願いしたい。